

学校いじめ防止基本方針

平成26年2月28日策定
平成26年9月30日改定
平成27年7月31日改定
平成28年8月25日改定
平成29年9月12日改定
平成30年5月23日改定
令和元年5月10日改定
令和2年5月8日改定

関連法令：いじめ防止対策推進法(平成25年6月28日公布)
いじめの防止等のための基本的な方針(文部科学省)
八千代市いじめ防止基本方針(平成27年6月策定)
いじめ防止対策推進法の施行状況に関する議論の
とりまとめ(平成28年11月)
いじめの重大事態の調査に関するガイドライン
(平成29年3月)
八千代市いじめ防止基本方針
(平成30年3月12日最終改定)

はじめに

いじめは、人権を侵害し、心身に深い傷を残すばかりでなく、時には生命に関わる重大問題を引き起こす。また、いじめはいつでもどこでも誰にでも起こりうるものである。そして、人間関係の希薄化や急速な情報技術の発展に伴い、ますます多様化し、複雑化し、潜在化している。それゆえ、児童の人権・安全を守るためにも教職員、保護者、地域、関係各機関が組織的にいじめを防止するために、未然防止・早期発見・早期対応に努めなければならない。

本校の「学校いじめ防止基本方針」は、「いじめ防止対策推進法」及び「いじめの防止等のための基本方針」「八千代市いじめ防止基本方針」を受け、基本理念・対策組織・未然防止・早期発見・いじめ相談や通報・対処方法・当該児童への指導・点検評価について記してある。

いじめに対しては「しない」「させない」「ゆるさない」といわれている。

また、「千葉県はいじめゼロ宣言」では、「やめる勇気」「とめる勇気」「はなす勇気」「みとめる勇気」が掲げられている。

我々教職員は、心を育て、日々子どもたちを見守り、今まで以上に「いじめ」に真正面から取り組み、根絶へ近づけなければならない。

上記を踏まえ、本「学校いじめ防止基本方針」を、児童代表やPTA(保護者)代表、学校評議員の意見聴取を参考に、全教職員共通理解の下、策定する。

1 基本理念について

(1) 基本理念

いじめは、いじめを受けた児童等の基本的人権及び教育を受ける権利を著しく侵害し、その心身の健全な成長及び人格の形成に重大な影響を与えるのみならず、その生命または身体に重大な危険を生じさせる恐れがある。

したがって、本校では、全ての児童が学校の内外を問わずいじめを行わず、他の児童に対して行われるいじめを認識しながらこれを見過ごすことがないように、いじめの防止の対策を行う。

いじめは、人として許されない行為である。しかしながら、どの学校も、どの児童でも起こりうるという認識のもと、学校、家庭、地域、関係機関が一体となって、組織的・計画的に、未然防止、早期発見、早期対応に取り組まなければならない。

(2) いじめの定義(「いじめ防止対策推進法」第二条より)

この法律において「いじめ」とは、児童等に対して、当該児童等が在籍する学校に在籍している等当該児童等と一定の人的関係にある他の児童等が行う心理的又は物理的な影響を与える行為(インターネットを通じて行われるものを含む。)であって、当該行為の対象となった児童等が心身の苦痛を感じているものをいう。

なお、けんかやふざけ合いであっても、見えない所で被害が発生している場合もあるため、背景にある事情の調査を行い、児童生徒の感じる被害性に着目し、いじめに該当するか否かを判断するものとする。

(3) 学校及び教職員の責務

学校及び学校の教職員は、「いじめ防止対策推進法」並びに基本理念に則り、本校に在籍する児童の保護者、地域住民、関係機関との連携を図りつつ、学校全体でいじめの防止及び早期発見に取り組むとともに、児童がいじめを受けていると思われるときは、適切かつ迅速にこれに対処し、さらにその再発防止に努める。また対処にあたっては、正確かつ丁寧な情報提供を行う。

2 学校いじめ対策組織について

(1) 組織名称と構成員、対応内容

① 日常組織(常設組織)

組織名称：生徒指導推進委員会(月1回定例会議)

構成員：全職員

対応内容：情報収集と情報交換、教職員の共通理解事項の確認、早期発見に向けた取組、本基本方針に基づく実行・検証・改善など。

② いじめの疑いに係る情報があったときの緊急の組織

組織名称：いじめ対策委員会

構成員：全職員・本校配置スクールカウンセラー・(民生児童委員)

※重大事態発生時は、必要に応じて民生児童委員などの専門的な知識を有する者及び校長が必要と判断した者を加える。

対応内容：事実確認、情報の共有化、指導・支援の対応方針決定、子ども

への指導・支援，保護者への支援，助言，関係機関との連携。

(2) 教職員以外の構成員

①心理の専門的知識を有する者(スクールカウンセラー)

- ・本校配置スクールカウンセラーを活用する。
- ・重大事態発生時，必要に応じて，千葉県教育庁葛南教育事務所配置S V(スーパーバイザー)の派遣を，市教委を通じて要請する。

②福祉の専門的知識を有する者(民生児童委員)

- ・年度当初に，市教委指導課及び八千代市健康福祉課を通じて，派遣を要請する。

3 いじめの未然防止について

(1) 啓発活動について

①児童

- ・「いじめは絶対許されない」「いじめは卑怯な行為である」との啓発活動を年間を通じて行う。
- ・学校全体で暴力や暴言を排除するため，学級活動や学年集会，全校集会を利用し，周知する。
- ・3年生においては人権教室を実施し，相手を認め，思いやる心情について学ぶ機会を設ける。
- ・次の態様はいじめであることを周知する。
 - 冷やかしたりからかい，悪口や脅し文句，嫌なことを言う，仲間はずれ，集団による無視
 - わざとぶつかったり叩いたり蹴ったりする。(軽重に関係なく)
 - 金品をたかる，隠す，盗む，壊す，捨てる。
 - 嫌なこと，恥ずかしいこと，危険なことをさせる。
 - コンピュータや携帯電話等を使用して誹謗中傷や嫌なことをする。
- ・必要に応じて，法第四条を紹介する。

②保護者

- ・入学説明会や年度当初の学校経営方針を説明する場において，いじめの予防の方策や相談体制，対処の体制について紹介する。
- ・年度当初の学級懇談会等において，資料をもとにいじめを受けた子どもの変化の特徴などを紹介する。
- ・年度当初の学級懇談会等において，学校以外の相談窓口等を紹介する。
- ・必要に応じて法第九条を紹介する。

③地域，その他

- ・学校便りの自治会回覧や学校ホームページを通じて，学校や家庭での未然防止や早期発見等の取組について紹介する。
- ・学校便りの自治会回覧や学校ホームページを通じて，学校以外におけるいじめの疑いのある場合の通報等の協力をお願いする。

(2) 教職員について

①日常の留意事項

- ・教職員が最大の教育環境であることの自覚を持つ。
- ・すべての児童を公平に、愛情を持って接するように心がける。
- ・教職員と児童の間での呼称や話し言葉に敏感になる。
- ・正しいことと悪いことの区別をする。
- ・発達障害を含む、障害のある児童がかかわるいじめについては、専門家の意見を踏まえた適切な指導及び必要な支援を行う。
- ・外国人の児童については、学びにおいて困難を抱える場合が多いことに留意し、学校全体で注意深く見守り、必要な支援を行う。
- ・東日本大震災により被災した児童又は原子力発電所事故により避難している児童については、当該児童に対する心のケアを適切に行い、いじめの未然防止・早期発見に取り組む。
- ・海外から帰国した児童や外国人の児童、国際結婚の保護者をもつなどの外国につながる児童等には、言語や文化の差から、学びにおいて留意する。
- ・性同一性障害や性的指向・性自認について、理解の促進や必要な対応について周知する。
- ・新型コロナウイルス感染症等について、誤った情報により、感染者、医療関係者、外国人の方等に対する差別やいじめ等が生じないようにする。また、不確かな情報に惑わされ、人権侵害につながることをないように正しい情報を入手するように努め、正しい理解と認識が得られるように取り組む。

②研修

- ・校内研修計画に、いじめに関する次の内容を位置づける。

未然防止 早期発見 教育相談 情報モラル

③不祥事防止等

- ・教職員の不適切な発言(差別的発言や児童を傷つける発言等)や体罰がいじめを助長する可能性があることを認識して指導にあたる。
- ・校長・教頭は、授業中の児童の様子について、適宜巡回し、把握する。また、学期に1回は不祥事防止・根絶研修を行う。適時、事例研修なども行う。

(3) 学習指導全般について

①各教科，領域

- ・年度当初の校内研修で、共通する授業規律等について共通理解する。
- ・各教科部会において、生徒指導の機能を生かした「わかる授業」について共通理解する。
- ・各教科部会において、一人一人に自己存在感を持たせる場面や自己決定の場面を与えるなどの工夫について協議し、実践する。
- ・言語活動充実の視点からも、仲間とともに協力して学習する場面などを、学習内容に応じて適切に設定する。
- ・過度の競争意識，勝利至上主義等が児童のストレスを高め、いじめを誘発することを十分に留意し，指導にあたる。

(4) 道徳教育等について

①道徳授業について

- ・県道徳教育推進のための基本的な方針に則り、「『いのち』のつながりと輝

き」を主題として「考え、議論する道徳」を意識する。また、4つの視点に基づいて、年間指導計画を作成、実施する。

- ・県で作成した道徳映像教材を積極的に活用する。
- ・情報モラル等の視点を踏まえた授業を年間指導計画に位置づけ、実施する。
- ・指導略案等を分担して作成し、道徳授業の確実な実施を図る。
- ・授業参観等において道徳の授業公開を実施するように努める。

②いのちを大切に作るキャンペーンについて

- ・各教科、領域において、年間指導計画に位置づけて実施する。
- ・実施した内容等は、キャンペーン担当者へ報告する。

③豊かな人間関係づくり実践プログラムについて

- ・特別活動の年間計画に位置づけて、年間4時間実施する。

④情報モラル指導について

- ・特別活動や特別の教科道徳、総合的な学習の時間の年間計画に位置づけて、小学校低学年から年間1時間以上実施する。
- ・外部からの講師を招聘し、講演会等を実施する。
- ・インターネットを通じて行われるいじめ（SNS、ブログ、メール）について、実態に応じて指導する。
- ・児童の優しい、思いやりのある行動を認め、賞賛する活動（米南キラリ賞）を取り入れることを通して、よりよい仲間づくりや人間関係づくりを学ばせる。

(5) 児童会活動等について

①児童会活動

- ・児童会役員で、いじめ撲滅に向けたキャンペーンを実施する。
- ・人権デー（12月10日）、人権週間の時期を活用した活動を行う。

②子どもサミット活動

- ・目的に向かって活動する中で、自主性を育てる。また、他校児童や地域の方とのかかわりから、仲間づくりやよりよい人間関係づくりを学ぶことができるようにする。

③その他

- ・委員会活動等において、円滑な人間関係が築けているかを教職員が把握し、指導、支援にあたる。
- ・校内行事等の準備活動では、児童のよりよい人間関係づくりの視点を持って指導にあたる。

4 いじめの早期発見について

(1) 質問紙によるアンケート調査について

①国等による緊急調査等 未定(指示に従って実施)

※例年「児童生徒の問題行動等生徒指導上の諸問題に関する調査」実施

②千葉県教育委員会による調査 未定(指示に従って実施)

※緊急調査を実施する場合有り

③八千代市教育委員会主体の調査について

ア 目的 いじめの早期発見

- イ 期日 6月頃(指示に従って実施)
- ウ 方法 児童対象 質問紙による
質問紙作成：教育委員会 集計，分析：当該校教職員
- エ 報告 集計後，教育委員会指導課へ提出
重大事態と判断される場合は直ちに報告
- オ 対応 項目6，7，8に則り速やかに対応
※緊急調査を実施する場合有り

④学校主体の調査について（学校生活アンケートの実施）

- ア 目的 いじめの早期発見
- イ 期日 第1回 6月頃
第2回 1月頃
- ウ 方法 児童対象 学校独自質問紙による（6月は市の調査と兼ねる）
- エ 報告 重大事態と判断される場合は直ちに教育委員会指導課へ報告
- オ 対応 項目6，7，8に則り速やかに対応

⑤調査実施にあたっての留意点

- ア いじめに限定せず，広く学校生活全般について児童の様子を知るものとする。
- イ アンケートは記名式とし，実施，扱いについては細心の注意を払うものとする。
- ウ 高学年においては，携帯電話（スマートフォン），コンピュータなどの保有状況や使用状況についても把握に努める。

(2) 面談等による調査について

- ア 目的 いじめの早期発見
- イ 期日 第1回 7月頃
第2回 12月頃
第3回 3月頃
- ウ 方法 児童対象
- エ 報告 重大事態と判断される場合は直ちに教育委員会指導課へ報告
- オ 対応 項目6，7，8に則り速やかに対応

(3) 日常の取組について

- *登下校時のようすについては，教職員とスクールガードで観察する。特に，ぎりぎりでの登校が目立つ場合などは留意する。
- *朝の健康観察では，個々の表情や頻繁な訴え等に留意する。
- *授業の開始時の雰囲気や一人で遅れて教室に入ってくる児童などに留意する。
- *授業中の児童の発言に対する冷やかしなどに留意する。
- *グループ活動時の机を離すなどの行動をよく観察し随時指導する。
- *給食時の人間関係を注意深く観察する。また，おかわりの仕方等ルールを遵守するように指導する。
- *清掃時には，担当場所の教職員を中心に人間関係を注意深く観察する。
- *休憩時間等は，トイレや空き教室，階段の踊り場など，できるだけ死角をつくらないように配慮する。

- *言葉の荒れや服装の乱れ・汚れに留意する。
 - *用がないのに保健室などへ行ったり、階段などをふらふらしていたりする児童に留意する。
 - *退勤前に、教室の整理・整頓、観察を行う。また、トイレや余裕教室等にも注意を払う。
 - *管理職は、教職員からの報告を待つだけではなく、自らも児童の人間関係などの情報を集めるよう積極的に巡回して観察する。
 - *学級の中での役割分担をやりがいのあるものにし、自己有用感を高める。
 - *机を離している、1人で遊んでいるなどのチェック項目を決め、月に1回生徒指導推進委員会の際に教師間で確認していく。
- (4) 保護者、地域住民、関係機関への協力要請等について
- *子どもの様子で気になることがあった場合には、些細なことであっても担任まで何らかの手段で（教育相談日、来校しての面談、電話連絡、連絡帳での連絡等）連絡してほしいこと、逆に学校からも気になることがあれば家庭に連絡を入れることがあることについて依頼する。
 - *地域住民に向けて、学校外でいじめを発見した場合、又はいじめの疑いがあると認められる場合には、学校に情報を提供することを依頼する。
 - *P T A・保護者会や地域の関係団体等といじめの問題について協議する場を設ける。

5 いじめの相談・通報について

(1) 日常の相談・通報について

①学校

- ・全教職員が相談窓口である。
- ・相談、通報してきた児童には、仕事の途中でも手を止めて誠実に対応することを保証する。
- ・教育相談を定期的に行う。

②学校以外

- ・年度当初、全児童へ、SOSカード(指導課発行電話相談窓口連絡先)を配布する。また、次項「相談・通報に関する指導」において必要だと思われる窓口や連携機関を、児童と保護者に紹介する。

[おもな相談窓口(緊急)]

機 関 名	TEL	相談方法・受付時間・その他
千葉県子どもと親のサポートセンター	0120-415-446	いじめ相談 24時間電話受付
千葉いのちの電話	043-227-3900	24時間電話受付

[おもな相談窓口(一般)]

機 関 名	電話	相談方法・受付時間・その他
八千代市教育センター	047-486-8866	電話・面接(月～金)9:00～16:00

千葉県子どもと親の サポートセンター	0120-415-446	電話(月～金)8:30～17:00 面接(月～金)8:30～17:00 要予約
中央児童相談所(子供家庭110番)	043-252-1152	電話8:30～20:00
千葉県警察少年センター	0120-783-497	電話・面接(月～金)9:00～17:00 面接要予約
子ども人権110番 (法務省人権擁護局)	0120-007-110	電話(月～金)8:30～17:15 子ども専用 SOS E-mail 有り

[おもな連携機関]

機 関 名	電 話	そ の 他
八千代市教育委員会指導課	047-481-0301	
八千代市青少年センター	047-483-2842	
八千代市教育センター	047-486-8866	
八千代市適応支援センター	047-486-1019	
八千代警察署生活安全課	047-486-0110	
葛南教育相談室	047-433-6031	
八千代市子ども相談センター	047-484-2954	
千葉県中央児童相談所	043-253-4101	

(2) 相談・通報に関する指導について

*年度当初の全校集会，学年集会，学級活動において，相談することや通報することは適切な行為であることを児童に全校集会，学級指導の場を通して繰り返し周知する。（いじめゼロ宣言の「はなす勇気」などの活用）

6 いじめを認知した場合の対応について

(1) 認知後の報告・連絡体制について

*発見者（通報を受けた者）は，事実確認が十分でなくても次のように報告する。

発見者(通報を受けた者)→担任→生徒指導主任→教頭→校長

(2) 対応について

①認知の判断

いじめ対策委員会が，いじめとして対応すべき事案かどうか判断する。ただし，判断材料が不足している場合には，関係者の協力のもと事実関係の把握を行う。

※重大事態の基準については，別項8を参照する。

②認知後の対応

- ・組織を中心に，対応の方針を決定する。
- ・いじめを受けた児童の心情を理解した具体的な対応をする。
 - ア 徹底して守り抜くことを本人，保護者に伝える。

イ 今後の対応について説明し、不安な点を聴取し、対応策を示す。

ウ 細かな点に配慮した対応について、具体例を示す。

- ・いじめを行った児童や周辺の児童等への聞き取り調査を適切に行い、事実を確認する。聞き取り調査は、必ず複数の職員で行う。
- ・いじめを行った児童が、いじめを受けた児童や通報者に圧力（物理的・精神的）をかけることを防ぐ。
- ・いじめを受けた児童の保護者へは、できるだけ早い段階で事実を伝える。また、調査結果やいじめを行った児童等への指導についての情報提供を行う。
- ・いじめを行った児童の保護者への事実の通知も、できるだけ早い段階で行う。
- ・インターネット上のいじめに対しては、不適切な書き込み等、被害の拡大を防ぐため、直ちにプロバイダへ削除の措置を講じるよう求める。
- ・また、必要に応じて地方法務局の協力を求める。また、八千代警察署に通報し援助を求める。
- ・組織を中心に、再発防止策を協議する。
- ・いじめの解決は、児童双方の謝罪のみで終わるのではなく、他の児童との関係の修復を経て、いじめを受けた児童を含む集団が好ましい集団活動を取り戻し、新たな活動に踏み出すことをもって判断する。
- ・早期に警察等への相談、通報が必要となる場合があることを全教職員が認知する。
- ・いじめによって抵触する可能性がある刑罰法規は次の通りである。
 - 強制わいせつ罪（刑法 176 条） 傷害罪（同 204 条）
 - 暴行罪（同 208 条） 強要罪（同 223 条） 窃盗罪（同 235 条）
 - 恐喝罪（同 249 条） 器物破壊罪（同 261 条） 脅迫罪（同 222 条）
 - 侮辱罪（同 231 条） 名誉棄損罪（同 230 条）等
- ・いじめの解消（いじめに係る行為が止んでいること、被害児童が心身の苦痛を感じていないこと）の判断は被害・加害児童の様子を含め状況を注視し、少なくとも3か月の期間が経過した段階で行う。

7 指導について

(1) いじめを受けた児童へのケア・保護者への支援について

- *いじめを受けた児童の安全を確保するとともに、守り通すことを伝え、不安の除去に努める。
- *いじめを受けた児童にとって信頼できる人（親しい友人、教職員、家族、青少協の方など）と連携し、被害児童のところに寄り添える体制をつくる。
- *いじめを受けた児童に「あなたが悪いのではない」ことをはっきりと伝えるなど、自尊感情を高めるように留意する。
- *つながりの深い教職員を中心に、その日のうちに家庭訪問を行い、保護者に事実関係を伝え、学校との連携方法について話し合う。
- *児童及び保護者の状況に応じて、スクールカウンセラー等の要請も考慮する。
- *いじめが「解消する」に至るまで、被害者への支援を継続すること等を徹底するとともに、「解消している」状態に至った場合でも、いじめが再発する可能性が十分にあり得ることを踏まえ、日常的に注意深く観察する。

(2) いじめを行った児童への指導・保護者への助言について

- *いじめは人格を傷つける行為であることを理解させ、自らの行為の責任を自覚させるとともに、不満やストレスがあってもいじめに向かわせない力を育むことの大切さを伝える。
 - *つながりの深い教職員を中心に、その日のうちに家庭訪問を行い、保護者へ事実関係を伝え、学校との連携方法等について話し合う。
 - *いじめを行った児童が抱える問題など、いじめの背景に目を向けるようにする。
 - *必要に応じて、別室における指導、出席停止制度の活用を検討し、いじめを受けた児童が落ち着いて教育を受ける環境の確保を図る。
 - *必要に応じて、八千代警察署生活安全課等と連携して対応にあたる。
- (3) 傍観者の指導及び学級・学年・学校全体への対応について
- *自分の問題としてとらえさせるとともに、いじめを止めることはできなくても、誰かに知らせる勇気を持つように伝える。
 - *はやしたてるなど、いじめに同調していた児童に対しては、それらの行為はいじめに加担する行為であることを理解させる。
 - *必要に応じて集会などを開き、不要なうわさ話などをしないように指導する。

8 重大事態への対処について

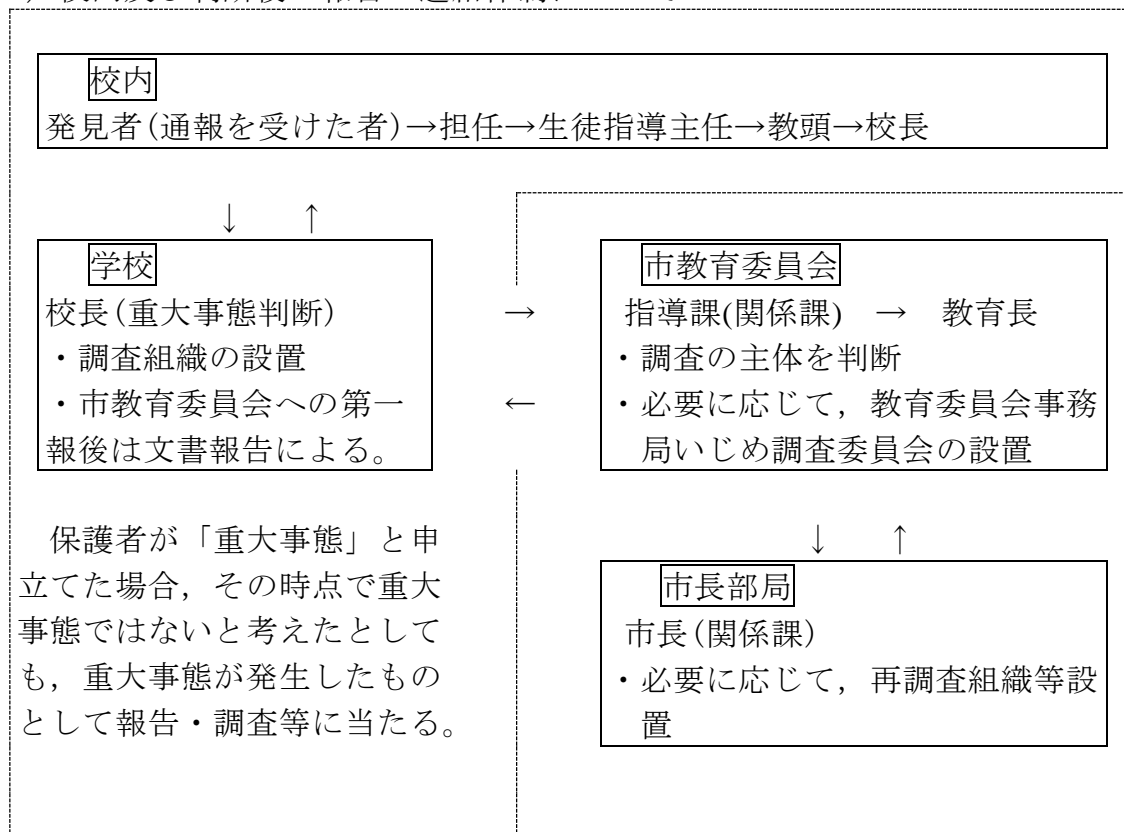
「八千代市いじめ防止基本方針」の「第4 重大事態への対処」を参考に、対処に当たるものとする。

(1) 重大事態の基準

「いじめ防止対策推進法」第二十八条による。

なお、「生命、心身又は財産に重大な被害が生じた疑い」とは、「児童が自殺を企図した場合」「身体に重大な障害を負った場合」「金品等に重大な被害を被った場合」「精神性の疾患を発症した場合」などの想定がある。また、「相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている」とは、不登校の定義に則り、年間30日を目安とする。ただし、一定期間連続して欠席しているような場合は迅速に調査に着手する。

(2) 校内及び判断後の報告・連絡体制について



※校内報告・連絡体制は状況に応じて変更あり

(3) 対処について

①学校が調査の主体の場合

- ・学校の下に, 重大事態の調査組織を設置する。
- ・記録(事実, 調査結果, 組織での協議や保護者への情報提供, 児童への指導等対応事項)を確実に残す。
- ・調査組織で, 事実関係を明確にするための調査を実施する。
- ・調査主体に不都合なことがあったとしても事実と向き合う。
- ・いじめを受けた児童及びその保護者に対して適切に情報提供する。
- ・調査結果を市教育委員会に報告する。
- ・調査結果を踏まえた必要な措置を講じる。

※いじめを受けた児童からの聞き取りが不可能な場合は, 被害児童の保護者の要望意見を十分に聴取し, 迅速に協議し, 調査に着手する。なお, いじめがその要因として疑われる自殺の背景調査の在り方については, 「児童生徒の自殺が起きたときの調査の指針(平成23年3月児童生徒の自殺予防に関する調査研究協力者会議)」を参考にする。

②市教育委員会が調査の主体の場合

- ・教育委員会事務局いじめ調査委員会が直接調査する。
- ・学校は情報提供等に協力する。

9 公表，点検，評価等について

(1) 公表について

- ①学校ホームページへ本基本方針掲載
- ②「学校だより」等への公表の掲載

(2) 点検について

設置した組織において，いじめに関する調査・分析を行い，本基本方針に基づいて対応しているか点検する。

① 「学校いじめ防止基本方針」運用状況調査

- ・各項目についての実施状況及び運用上の不都合な点等の調査及び改善を行う。

(3) 評価について

①学校評価

- ・いじめの防止等に関する質問を加えて実施し，評価結果を踏まえてその改善に取り組む。

②学校評議員会

- ・本基本方針運用状況について意見聴取する。 評議員会開催時

③教育委員会報告

- ・評価内容を市教委へ報告する。

(4) 改訂について

本基本方針は，国や県，市の基本方針との整合性を図り，いじめ防止等のために，より実効的に取り組めるよう，年度ごとに見直しを行い，必要に応じて改訂する。